

第7章 付属資料

1. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会開催状況

開催日	内 容
平成27年	
8月11日	第1回策定委員会 第3期地域福祉実践計画の概要及び進捗状況説明 第4期地域福祉実践計画の概要説明
8月24日	第2回策定委員会※ 福祉懇談会の内容検討
9月15日	第3回策定委員会※ 福祉懇談会の内容検討
12月1日	第4回策定委員会 福祉懇談会の結果報告と分析
平成28年	
1月27日	第5回策定委員会 福祉懇談会の結果分析とアンケート調査項目の検討
2月16日	第6回策定委員会※ アンケート調査項目の検討
3月16日	第7回策定委員会※ アンケート調査項目の検討
4月26日	第8回策定委員会※ アンケート調査項目の検討
7月25日	第9回策定委員会 アンケート調査結果報告と考察
10月7日	第10回策定委員会 第4期地域福祉実践計画の目標設定
11月2日	第11回策定委員会 第4期地域福祉実践計画の目標設定と事業項目の整理 社協発展強化計画の整理
11月28日	第12回策定委員会 第4期地域福祉実践計画 計画書の検討
	※は名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会と合同開催

2. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

No	役職	氏名	団体名	備考
1	委員長	今藤 正美	名寄市老人クラブ連合会	
2	副委員長	阿部 克憲	名寄みどりの郷	
3	委員	佐藤 豊彦	道北センター福祉会 相談支援センターそうだん屋	
4	〃	大平 啓朗	NPO法人ふらっとほ〜む	
5	〃	寺川 利幸	名寄市校長会	
6	〃	上西 靖子	名寄手話の会	
7	〃	米沼 香奈子	ニコニコひまわり会	
8	〃	小池 晴行	名寄市町内会連合会	
9	〃	中村 幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会	
10	〃	姉崎 久志	名寄市ボランティアセンター	
11	〃	岩城 美幸	名寄市立総合病院地域医療連携室	
12	〃	藤原 雄司	なよろ観光まちづくり協会	
13	〃	小林 和久	名寄ひまわり基金法律事務所	
14	〃	長谷川 武史	名寄市立大学	
15	〃	神田 陽子	グループハウスやすらぎ	

3. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定要綱

- 1 策 定 目 的 少子・超高齢社会の進行により、地域社会や家庭機能が変化し、福祉課題・生活課題が深刻な問題となっており、地域における福祉ニーズが様々な形で増大しています。
そのため、名寄市社会福祉協議会(以下「名寄社協」という)が、これまで進めてきた第3期地域福祉実践計画を継承し、地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、民生児童委員、ボランティアなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受け止め、計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤・体制づくり、安定的な名寄社協の運営・経営に取り組むことを目的に第4期地域福祉実践計画を策定する。
- 2 策 定 者 社会福祉法人 名寄市社会福祉協議会
- 3 策 定 主 管 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会
- 4 計画の策定期間 平成27年度及び平成28年度
- 5 計画の設定期間 平成29年度から平成33年度までの5年間
- 6 計 画 の 名 称 第4期名寄市地域福祉実践計画
- 7 実践計画の構成 ①名寄社協が地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、民生児童委員、ボランティアなどと連携・協働しながら進める活動計画。
②名寄社協発展強化計画(社会福祉協議会の組織、運営、経営の強化計画)。
- 8 計画の策定方法及び実施 ①名寄社協内に「第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会」を組織し、名寄社協会長に答申する。
②名寄社協会長は理事会に諮り、計画を決定すると共に、各年度の事業計画に盛り込まれた計画の具体化を図る。
- 9 実施主体・事務局 名寄市社会福祉協議会

附則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。

4. 第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 名寄市社会福祉協議会(以下「名寄社協」という。)が、名寄市の地域福祉を効果的・具体的に推進するための計画である第4期名寄市地域福祉実践計画(以下「計画」という。)を策定するために設置する第4期名寄市地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 委員会は、会長の諮問に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を具申する。

- (1) 計画策定に関すること
- (2) その他目的達成のために必要と認められること。

(構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって構成し、会長が委嘱する。

2 前項に掲げる委員は、次の中から選出するものとする。

- (1) 地域福祉関係団体(町内会・民生児童委員・ボランティア・当事者団体等)
- (2) 保健・医療関係機関
- (3) 福祉サービス事業者(福祉施設等)
- (4) 学識経験者等

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人ずつ置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が召集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席及び説明・意見等を求めることができる。

4 委員会は必要に応じて部会、小委員会等を置くことができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は平成27年8月11日から平成29年3月31日までとする。

2 補充による委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、名寄社協内におく。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月8日から施行する。